



不燃物などの持ち込み先が3月1日から変わります 新不燃物処理工場(愛称: **Ecoro**)が稼働

三原広域市町村圏事務組合の新不燃物処理工場 Ecoroが市清掃工場の敷地内(八坂町)に完成し、3月1日から稼働します。ごみを持ち込むときは、次の手順で搬入してください。

新不燃物処理工場に持ち込む

持ち込めるごみ 不燃物、びん・飲料缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、発火性・有害ごみ

- ①右図の **青色の矢印** に沿って進む
- ② **青色のレーン** を通り、建物の裏側の「一般持ち込み所」へ進む
- ③住所の確認できる物(運転免許証など)を職員に提示
- ④分別区分に応じてごみを降ろす

清掃工場に持ち込む

持ち込めるごみ もやすごみ

- ①右図の **赤色の矢印** に沿って清掃工場へ進む
- ②ごみを乗せたまま計量機に乗る
- ③ごみを降ろして、再び計量機に乗る

ストックヤードに持ち込む

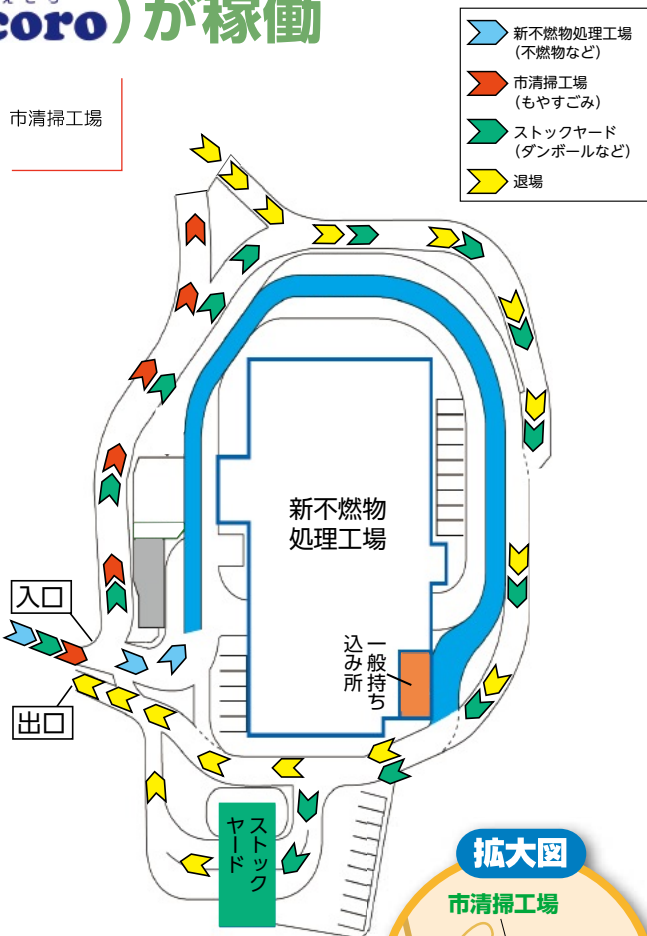
持ち込める物 ダンボール、古紙類など

- ①右図の **緑色の矢印** に沿ってストックヤードへ進む
- ②持ってきたダンボールなどを降ろす

全体の注意事項

- ※敷地内は右回りです。退場する時は右上図の **黄色の矢印** に沿って進んでください。
- ※敷地内は一方通行の場所があります。
- ※ごみの分別は「家庭ごみの分別ガイド」とおりに分別して持ち込んでください。

☎環境施設課 ☎0848・62・4197 FAX0848・67・6069



各支所での夜間窓口の受付が変わります

各支所の夜間窓口(17時15分~翌日8時30分)の運用を4月1日(木)8時30分で終了します。夜間窓口の利用者が減少し、緊急時にも電話などで対応できる体制が整っているため、運用を見直しました。土・日曜日、祝日、年末年始を含む8時30分~17時15分はこれまでどおり受け付けます。

夜間に婚姻届や出生届などの届け出が必要な場合は、市役所本庁1階警備室に提出してください。

また、道路障害物などの通報や火葬の予約についても市役所本庁警備室(☎0848・64・2111)へ連絡してください。

※夜間の各支所への電話は市役所本庁警備室に自動転送します。

☎本郷支所 ☎0848・86・1111
 久井支所 ☎0847・32・7111
 大和支所 ☎0847・33・0222



3.11 市民防災訓練を実施 放送を聞いて地震を想定した訓練に参加してください

市内全域で地震を想定した市民防災訓練を実施します。令和3年は東日本大震災から10年目、芸予地震から20年目の年です。いざというときに冷静に行動できるように、訓練に参加して災害に備えましょう。

時 11日(木)14時45分ごろ

☎危機管理課 ☎0848・67・6066
FAX0848・67・6164

所 市内全域

☑情報伝達・安全行動訓練 シェイクアウト「安全行動1-2-3」

F M告知端末ラジオや市内58カ所に設置している屋外スピーカー、F Mみはら(87.4メガヘルツ)で訓練放送を流します。訓練情報を受信したら「①姿勢を低くする」「②体や頭を守る」「③揺れが収まるまで待つ」の3つの安全行動をとってください。訓練終了後には、F Mみはらで防災啓発番組も放送します。F M告知端末ラジオなどで実際に情報収集を体験してみましょう。

※今年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため避難訓練は実施しません。

FM告知端末ラジオの申し込みを受け付けています

市は災害情報を伝達するため、市内の世帯主・事業所を対象にF M告知端末ラジオを配布しています。まだ申し込んでいない人は早めに申し込んでください。

☑市内に住民登録をしている世帯主、市内事業所(個人事業主を含む)

料 ラジオ無型=無料、ラジオ有型=1,000円

※無型でも「F Mみはら」および緊急放送は受信できます。

※詳しくは市HPで確認してください。

☑市電子申請システムまたは申込書(提出先、市HPに用意)を情報推進課(市役所本庁8階)へ

※電子申請システムは市HPのリンクからもアクセスできます。



▲市HP

☎情報推進課 ☎0848・67・6195

公共下水道を使用できる区域が広がります —区域内の人は下水道に接続しましょう—

31日(水)から、次の区域で新たに公共下水道が使用できるようになります。

令和3年1月末時点で使用可能区域内の接続率は91.9%です。公共下水道に接続すると、衛生的に生活でき、地域の環境保護、川や海の水質保全にもつながります。

公共下水道が使用できる区域では、できるだけ早期に接続しましょう。使用できる区域になって3年以内に接続する場合は、融資あっせん制度を利用できます。

対象区域 旭町一丁目、港町一丁目、宮浦五丁目、皆実五・六丁目、中之町一・二丁目、

明神四丁目、和田二丁目、本郷南三~五丁目のそれぞれ一部地域

※詳しくは問い合わせるか、市HPで確認してください。



▲市HP

悪質な業者に注意を

「市からの委託で宅地内の排水管の点検・清掃に来た」と説明し、契約や代金の支払いを迫る業者がいます。市はこのような業務を業者に委託していません。十分に注意してください。

☎下水道整備課 ☎0848・67・6049

三原市議会議員一般選挙

18歳から投票できる 4月4日(日)が投票日

任期満了による三原市議会議員一般選挙を、3月28日(日)告示・4月4日(日)投票の日程で行います。投票日に投票所へ行くことができない人は、期日前投票や不在者投票をしましょう。一人ひとりが一票を大切に、責任を持って投票しましょう。

●投票できる人

平成15年4月5日までに生まれた日
本国民で、令和2年12月27日までに三原市の住民票に記載され、引き続き居住している人



●投票所入場券

投票所入場券は世帯でまとめて送付します。5人以上の世帯には2通以上を送付します。届かない、紛失したなどの場合、身分証明書を持って投票所で申し出てください。

●期日前投票

仕事などで投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。
時 3月29日(月)～4月3日(土) 8時30分～20時

所 本郷支所別館、久井支所、大和支所、小佐木公民館、旧市立中央図書館(円一町二丁目)

※市役所本庁舎での期日前投票はできません。

※小佐木公民館は3月30日(火)10時～12時のみ。

投票所へ来るときはマスクの着用をお願いします

今回の選挙では

●選挙公報を発行します

候補者の名前や経歴、政見などを記載した選挙公報を発行します。新聞折り込みでの配布や市の関係施設に設置するほか、市HPにも掲載します。

●投票所で新型コロナウイルス感染症対策を行います

- ・手指の消毒用アルコールを用意しています
- ・自分で持ってきた筆記用具を使用することができます
- ・投票管理者や立会人、事務従事者はマスクとフェイスシールドを着用します

【三原地域】

投票区	開始時刻	閉鎖時刻
登町	7:00	18:00
向田		
須ノ上		
佐木		

【本郷地域】

投票区	開始時刻	閉鎖時刻
本郷第一	7:00	19:00
本郷第二		18:00
船木河内谷	8:00	19:00
船木中筋		16:00
船木平坂	7:00	19:00
船木芋堀		
下北方		
上北方		
善入寺		
南方第一		
南方第二		
南方第三	18:00	
南方日名内		

●投票時間 7時～20時

※久井・大和地域は全投票所とも7時～19時です。投票時間が異なる投票区は次の表のとおりです。

●不在者投票

投票日や期日前投票期間中に市内にいない人は、滞在先で不在者投票ができます。希望する人は選挙管理委員会へ問い合わせてください。

不在者投票施設(指定病院や老人ホームなど)に入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

●郵便投票

身体に重度の障害がある人や、介護保険の要介護5の認定を受けている人で、郵便投票証明書を持っている人が、郵便による投票を希望するときは3月

●開票

4月4日(日)の21時10分から中央公民館で行います(即日開票)。

31日(水)(必着)までに投票用紙などの交付を申請してください。

選挙管理委員会事務局

☎0848・67・6140



▲市HP



住民異動などの届け出を忘れずに

就職や転勤など住民異動の多い時期です。住所などを異動したときは、住民異動の手続きと併せて、国民健康保険や国民年金などの手続きも必要です。

受付時間 8時30分～17時15分

手続きの方法 本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、保険証など)を用

意し、市民課または各支所へ

※同一世帯以外の方が代理人として手続きする場合は、委任状が必要です。

※月・金曜日や12時～14時の時間帯は窓口が混雑します。混み合う日時を避けるなど、新型コロナウイルス感染症予防に協力してください。

異動の種類	届け出に必要な物
転出(市外への引っ越し)	届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人
転入(市外からの引っ越し) ※住み始めた日から14日以内に届け出てください。	届け出に来た人の印鑑 転出証明書(前住所地の市区町村で発行) (県内からの転入)後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 (県外からの転入)後期高齢者医療負担区分等証明書……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書……………要介護認定を受けている人 マイナンバーカード、住基カード……………カードの交付を受けている人 ※暗証番号が必要です。 在留カードまたは特別永住者証明書……………外国人住民
転居(市内の引っ越し) ※転居した日から14日以内に届け出てください。	届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40～64歳で認定を受けている人 マイナンバーカード、住基カード……………カードの交付を受けている人 ※暗証番号が必要です。 在留カードまたは特別永住者証明書……………外国人住民
世帯主の変更 ※変更があった日から14日以内に届け出てください。	届け出に来た人の印鑑 国民健康保険被保険者証……………国民健康保険の加入世帯

閩市民課☎0848・67・6047FAX0848・67・6062、本郷支所☎0848・86・1111 FAX0848・86・4184、久井支所☎0847・32・7111FAX0847・32・7944、大和支所☎0847・33・0222FAX0847・33・1543

引っ越しが決まったら水道部へ連絡を

引っ越しが決まったら、早めに水道部へ連絡してください。
連絡がないと、使用していなくても基本料金がかかります。

異動の種類	連絡する内容
市内での転居 ・ 市外への転出	お客様番号、現住所、名前、引っ越しの日、引っ越し先の住所、電話番号 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は、手続きの際に申し出てください。
市外から転入	新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号	検針日
0123-045678-01	
お客様番号	ｽﾄｯｸ知 様
使用期間	
用途	メーター番号 口径 mm
今回指針(+)	
前回指針(-)	
旧メーター水量(+)	m ³
今回使用水量	m ³
前回使用水量	m ³ 前年同期使用水量 m ³
請求年月	

※水道部HPからも手続きができます。



◀水道部HP

閩水道部管理課

☎0848・64・2243

国民健康保険の加入・脱退の手続きを忘れずに

国民健康保険の加入・脱退には、世帯主または同じ世帯の世帯員による届け出が必要です。

表1に該当するときは、14日以内に市民課または各支所で手続きしてください。

表1

	異動の種類	届け出に必要な物
国保に加入する	他の市区町村から転入したとき	他市区町村の転出証明書、マイナンバーが確認できる物
	職場などの健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書、マイナンバーが確認できる物
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、マイナンバーが確認できる物
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、マイナンバーが確認できる物
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止通知書、マイナンバーが確認できる物
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、マイナンバーが確認できる物

※国保の保険証は、運転免許証など官公署が発行した顔写真付き証明書で本人確認ができる場合のみ窓口で交付します。それ以外の場合は郵送します。

	異動の種類	届け出に必要な物
国保を脱退する	他の市区町村へ転出するとき	保険証、マイナンバーが確認できる物
	職場などの健康保険に加入したとき	国保と職場の保険証(または加入した証明書)、マイナンバーが確認できる物
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	保険証、喪主の通帳、喪主が分かる書類、マイナンバーが確認できる物
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護決定通知書、マイナンバーが確認できる物
	外国籍の人が脱退するとき	保険証、在留カード、マイナンバーが確認できる物
その他	転居したとき	保険証、マイナンバーが確認できる物
	世帯主が変わったとき	
	世帯を分けたとき、一緒にしたとき	
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書等、マイナンバーが確認できる物
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証、マイナンバーが確認できる物

国保制度について: 保険医療課 ☎0848・67・6050 ㊟0848・64・2130
税額について: 市民税課 ☎0848・67・6030 ㊟0848・67・6132
税の納付について: 税制収納課 ☎0848・67・6035 ㊟0848・67・6132

全国のコンビニで住民票の写しなどが受け取れます

マイナンバーカードを使って、コンビニなどの店舗内に設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で、住民票の写しなどの各種証明書を受け取れます。

㊟マイナンバーカード、暗証番号(4桁の数字)、手数料
 利用できる店舗 全国のセブン-イレブンやローソン、ファミリーマート、イオンなど

コンビニ交付で取得できる証明書の種類や利用条件など

証明書の種類	利用条件	利用時間	手数料
戸籍証明書(全部事項証明書、個人事項証明書)	市に本籍があること ※市に住民登録がない人は事前に利用登録申請が必要です。	月～金曜日9:00～17:00 ※祝日・年末年始・機器の点検整備日を除く。	450円
戸籍証明書(戸籍の附票の写し)			200円
住民票の写し	市に住民登録があること	毎日6:30～23:00 ※年末年始・機器の点検整備日を除く。	200円
住民票記載事項証明書			
印鑑登録証明書			
課税台帳記載事項証明書	課税の基準日(1月1日)と利用時に市に住民登録があること		



▲市HP

※取得できる証明書は最新の年度のみです。詳しくは問い合わせるか、市HPで確認してください。

国市民課 ☎0848・67・6047